RICOH Auto Color Adjuster かんたん色調整/色見本合わせ サービス約款

本約款は、株式会社リコー（以下、「弊社」といいます。）のサービスである RICOH Auto Color Adjuster かんたん色調整および RICOH Auto Color Adjuster 色見本合わせオプション（以下、「本サービス」といいます。）に関する、お客様（以下、「お客様」といいます。）からの利用申込み、および、当該申込みに基づきお客様と弊社との間で成立した本サービスの提供契約（以下、「本契約」といいます。）に適用されます。

第１条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、弊社の製造する測色機（以下、「リコー測色機」といいます。）と弊社のアプリケーションソフトウェア" RICOH Auto Color Adjuster"（ 以下、「本アプリケーション」といいます。）を利用して、プリンターの色調整を行うためのサービスです。
2. 本サービスには、前項の他に、第５条に定める本アプリケーションの保守・サポートサービス（以下「保守サービス」という）が含まれるものとします。

第２条（本契約の成立）

１．お客様は、本サービスの利用を希望する場合、弊社所定の書式（インターネットから申し込む場合には弊社所定のウェブフォームを含みます）による「注文書兼利用申込書」に必要事項を記入の上、弊社の販売会社（以下、「販売会社」といいます。）に対して提出するものとします（以下、一連の手続を総称して「利用申込み」といいます。）。

２．前項の利用申込みに対して弊社が承諾の意思および本サービスの提供開始日をお客様に通知し、その通知がお客様に到達した時点をもって本契約が成立するものとします。

３．弊社は、前項の規定にかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると弊社が判断する場合、本サービスの利用申込みを承諾しない、または前項の承諾を取り消すことができるものとし、それをお客様は予め承諾するものとします。

(1)利用申込みにかかわる契約上の義務を怠るおそれが明らかである場合。
(2)利用申込みに虚偽の事実を記載した場合。
(3)本約款第１９条で定義する料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
(4)本約款に定める禁止行為のいずれかに該当するおそれがある場合。
(5)前四号のほか、本サービス提供上著しい支障があると乙が判断した場合。

3. 本契約の成立後、弊社は、本サービスを提供する準備が整い次第、本サービスの利用に必要なＩＤ・パスワードその他利用に必要な事項（本アプリケーションのアクティベーションコードの取得に必要なパスワードを含むがこれに限られない。以下総称して、「ＩＤ等」という）を記載した電子メールを、お客様に送付します。

第３条（本サービスの提供条件）

1. 本サービスの利用に必要なリコー測色機、パソコンその他本サービスの利用に必要な機器（以下、総称して「必要機器」といいます。）ならびに通信手段は、お客様が自己の費用・責任において用意するものとします。
2. 本サービスの提供対象地域は日本国内に限るものとします。
3. お客様は、本アプリケーションの利用に際し、本アプリケーションの「ソフトウェアライセンス契約書」（以下、「EULA」といいます）に同意するものとし、当該 EULA の条件に従い、本契約の契約期間中、本サービスを利用する目的に限り、本アプリケーションを使用または利用するものとします。なお、 EULAが、本契約の全部または一部の適用を排除し、また本契約に定める事項と異なる事項を定める場合、EULA の規定が本契約の規定に優先して適用されるものとします。

第４条（ID 等の管理）
１．お客様は、ＩＤ等を自己の責任において管理するものとします。
２．お客様は、ID 等の漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により弊社または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。

第５条（保守サービス）
1．お客様は、本サービスの操作方法および動作に関して別途弊社が通知する連絡先（以下、コールセンターといいます）に対し問い合わせることが出来、弊社は問い合わせ内容に回答するものとします。
2．弊社は、第 1 項の弊社のコールセンターでのサポートを、弊社の営業日（土日祝日と弊社の指定休日を除く平日）における 9 時から 17 時までの間に提供するものとします。
3．弊社が本契約に基づきお客様に対し提供する保守サービスの内容は以下の通りとします。なお、お客様は、以下に定める不具合および障害が修正されない可能性があることに同意します。
(1) 本アプリケーションの操作方法および動作に関する問合せへの回答
(2) 本アプリケーションの不具合切り分け支援
(3) 本アプリケーションの障害復旧のための支援
(4) 障害復旧のための本アプリケーションの不具合修正モジュールまたはリビジョンアップモジュール適用作業
(5) 障害復旧のための本アプリケーションの再インストール作業
（※）上記(4),(5)は、コールセンターとお客様でご対応頂きますが、オンサイトでの対応が必要と弊社が判断した場合、第７条の記載に従いオンサイト対応に関するリコー測色機の保守契約を締結されたお客様のみオンサイト作業にて提供されるものとします。（第８条第 5 号記載の通り、オンサイト作業は保守サービスの対象外です。）また、上記(5)は、障害復旧の為に必要が生じた場合または本アプリケーションが動作するハードウェアやオペレーティングシステムの故障が生じた場合に限り、行われるものとします。但し、本アプリケーション以外のアプリケーションのインストールおよびお客様が設定すべき作業は除きます。
４．保守サービスの対価は、第１９条で定義する料金に含まれるものとします。

第６条（保守サービスの前提条件）
お客様は、保守サービスの実施にあたり、第３条に定める事由のほか、以下の各号を満たすものとします。お客様が以下の各号を満たさない場合、弊社は、保守サービスを提供する義務を負わないものとします。
（1）弊社が別途定める担当者によって、本アプリケーションの導入作業が実施され、かつ本アプリケーションの動作確認が終了していること。なお、お客様または第三者が導入作業を実施した場合は、弊社の当該担当者が作業を行った時と同等レベル以上が確保されていると弊社が判断したこと。
（2）本アプリケーションの仕様および動作環境を満たした必要機器での利用であること。
（3）その他保守サービスに必要な情報について、お客様が適切な情報等を提供していること。

第７条（保守サービスの提供形態）
1.弊社は、以下に定める提供形態でお客様に保守サービスを提供するものとします。なお、いずれの形態で保守サービスを提供するかの判断は、弊社が行うものとします。
・電話
電話により問合せ受付および回答を行うものとします。
・リモートサポート
保守サービスを円滑に実施するために、お客様が有するインターネット接続環境および当該インターネット接続環境を通じて遠隔地のパソコン等を操作支援するために弊社が別途提供するアプリケーションを利用して保守サービスを提供します。

（※）第８条第 5 号に従い、オンサイトでの保守サービスの提供は、保守サービスの対象外とします。お客様がオンサイトでの保守サービスの提供を要望する場合、お客様が、弊社とオンサイト対応に関するリコー測色機の保守契約を締結し、かつ第１９条で定義する料金等とは別に当該保守サービスの提供に関する対価をお支払いただくことを条件として、弊社は当該契約内容に従い、お客様にオンサイトでの保守サービスを提供するものとします。

2.リモートサポートは、お客様の選択により保守サービスの提供を受けないことができるものとします。

3.以下の各号に該当する場合、弊社は、リモートによる保守サービスを提供する義務を負わないものとします。

(1) お客様がリモートサポートの実施に同意しない場合
(2) お客様がインターネット接続環境を有していない場合
(3) インターネット接続環境が弊社の定める要件を満たしていない場合
(4) お客様のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダー等その他インターネット接続に介在する第三者により必要機器に接続できない場合
(5) 弊社のリモートサポート用に供するサーバー等に障害が生じた場合

第８条（保守サービスの適用除外）

以下の各号に定める事項については、保守サービスの対象外とします。なお、お客様が以下の各号の保守サービスの対象外となる作業を希望し、弊社がこれを実施することを可能と判断した場合には、弊社は、当該作業に関する契約をお客様と締結の上、第１９条で定義する料金等とは別に有償にて当該作業を行うことができるものとします。

(1) 本アプリケーションの利用において、弊社が事前に定める本アプリケーションの対応機種以外のプリンターの操作、設定方法、その他当該プリンターの品質に関する作業およびそれらの支援作業
(2) 本アプリケーション以外の再インストール作業およびそれらの支援作業
(3) お客様が保有のパソコンおよびそのオペレーティングシステムに関する作業ならびにそれらの支援作業（パソコンの移行も含まれます）
(4) 本アプリケーション、必要機器および必要機器に関するシステムの変更の実施ならびにこれらに係わる作業、およびそれらの支援作業
(5) お客様の事業所での作業その他オンサイトでの作業およびそれらの支援業務
(6) その他、別途保守サービスの範囲外と弊社が判断した作業

第９条（禁止行為）

1. お客様は本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
(2) 弊社あるいは第三者の著作権、特許権その他知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(3) 弊社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為（正当な理由もなく長時間に渡り問い合わせを行い、または同様の問い合わせを繰り返し行うことにより、弊社または販売会社の業務に支障をきたす行為、またはそのおそれのある行為を含むがこれに限られない）
(4) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
(5) 弊社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信機器等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および弊社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為

(6) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
(7) その他他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
(8) 弊社の事前の書面承諾を得ることなく、第三者に本サービスを利用させる行為
(9) 本約款に違反する行為
(10) その他、弊社が不適切と判断する行為

2. お客様が前項の禁止行為に該当する行為を行っていると弊社が判断した場合、弊社は第１１条（本サービスの停止）に定める措置を行うほかに、お客様の違反行為にかかる対応に要した稼働等の費用、および弊社がお客様の違反行為により被る損害費用等をお客様に請求することができるものとします。また、この場合、第２７条（解除）に基づく契約解除も妨げられません。

第１０条（本サービスの中止）

１．弊社は、次の各号に掲げる弊社の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
(1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
(2) 本サービスに障害等が生じた場合
(3) 弊社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

２．弊社は、本条に基づき本サービスの全部または一部を中止する場合、お客様に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、弊社は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。

３．弊社は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、お客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。

第１１条（本サービスの停止）

1. 弊社は、お客様が次の各号に該当するときは、サービスの提供を停止することができるものとします。
(1) 本契約上の債務を履行しなかったとき
(2) 第９条１項に違反した時

2. 弊社はお客様に通知することなく、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これによりお客様に損害が発生した場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第１２条（本サービスの廃止）

１．弊社は、弊社の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、弊社は、弊社所定の方法によって本サービス廃止日の１２ヶ月前までにお客様に対してその旨を通知するものとします。

３．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本契約は終了し、本サービスの全部を終了した場合は、本契約の全てが終了するものとします。

４．弊社は、本条に基づき本サービスを廃止した場合であっても、お客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。

第１３条（利用状況に関する情報）

弊社および販売会社は、本サービスの提供の過程で取得した、利用状況、利用頻度、弊社環境への負荷その他お客様の本サービスの利用に関するデータ（お客様が本サービスのために利用する印刷情報に関するデータを除きます。）について、以下の目的で使用または利用できます。
(1) 本サービスの保守

(2) お客様への案内・情報提供
(3) 弊社のサービス開発、品質もしくは機能の改善
(4) 統計データの取得もしくはその公表

第１４条（個人情報の取扱い）

１．弊社は、本サービスの提供に関して取得したお客様の個人情報を、関連する法令および弊社のプライバシーポリシー（https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html）に基づき取り扱うものとします。

2．弊社は、お客様の個人情報を、第２３条で定義する、お客様の秘密情報として取り扱うものとします。

第１５条（保証および免責）

１．お客様は、お客様が本サービスを利用することを通じて取得し得る情報等の正確性や有用性ならびにお客様の情報に関する情報漏洩、セキュリティの安全性および完全性を保証されるものではないことを承諾するものとします。

２．お客様は、お客様の保有する必要機器に記憶されているデータおよび本サービスの利用に関して必要なデータ（お客様が本サービスのために利用する印刷情報に関するデータを含むがこれに限られない）について、お客様の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等の適切な処置を講ずることを承諾するものとします。

３．弊社は、本サービスの利用においてお客様が必要機器に取り込む印刷媒体その他本サービス利用においてお客様が利用する有体物が毀損または滅失した場合であっても、理由の如何を問わず何らその責任を負うものではないものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

４．弊社は、お客様の保有する必要機器に記憶されているデータ、お客様が本サービスのために利用する印刷情報に関するデータその他本サービスの利用に関して必要な無体物が漏洩、毀損または滅失、または第三者による不正利用が発生した場合であっても、理由の如何を問わず何らその責任を負うものではないものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

５．お客様の保有する必要機器にインストールされたアプリケーションが原因で本サービスが正常に提供できない場合であっても、弊社が合理的な協力をもって対応したにもかかわらず設定等ができないときには、弊社はその設定等について何ら責任を負うものではないものとします。

６．弊社は、次の各号に定める事項について保証は行わないものとします。
(1) 本サービスがお客様の要求水準を満たすこと
(2) 本サービスがエラーのない安全な状態で中断されることなく運用されること

第１６条（自己責任の原則）

１．お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします）に対して損害を与えた場合、または 第三者からクレーム等の請求がされた場合、自己の責任と費用をもって処理し、解決するものとし、弊社に一切の迷惑をかけないものとします。 お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対しクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

２．お客様は、弊社の事前の書面承諾に基づき、第三者に対して自己が申込んだ本サービスを再販売または使用を許諾する等（その契約形態を問いません）して本サービスを利用させた場合には、本約款の適用上、当該第三者の利用行為はお客様の利用行為とみなします。弊社は、当該第三者の利用行為が本約款の各規定に違反する等した場合には、当該規定の定めに従い、本サービスの提供停止、損害賠償請求、本約款の解約等の措置を講ずるものとします。

３．本サービスを利用してお客様が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、お客様の責任

で提供されるものであり、弊社は、その内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第１７条（適用除外）

(a)次の各号に該当する場合の対応、(b)万一不測の事態に備えた本アプリケーションに蓄積されたデータ等のバックアップ対応および(c)弊社が定める本サービスの範囲外と判断する対応および本約款に定める各条の規定にお客様が違反したことに起因する事由への対応は本サービスの適用外とし、弊社は、お客様に当該対応に関する何らの義務を負わず、次の各号に該当する事由に基づきお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。

(1) お客様の利用する必要機器の障害に起因する本サービスの利用不能となった場合
(2) コンピュータウィルスおよび不正アクセスによって本アプリケーションに障害が発生した場合
(3) 天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、またはお客様の故意、過失もしくは不適正な使用によって本アプリケーションに障害が発生した場合
(4) インターネット接続環境の不具合に起因する障害が発生した場合
(5) 本約款に定める本アプリケーションの稼働環境の範囲外の機器、パソコンまたはアプリケーションを利用したことに起因して不具合が生じた場合
(6) 前各号のほか、弊社が本サービスの範囲外と判断する事象に起因して、本アプリケーション、必要機器その他本サービスに関するハードウェアおよびソフトウェアに何らかの不具合、障害が発生した場合

第１８条（本契約の期間）

お客様は、１ヶ月単位の契約（以下、「月額契約」といいます。）を第２条第１項の「注文書兼利用申込書」において選択するものとし、本契約の契約期間の算定方法は以下のとおりとします。

本契約の契約期間は第２条第２項に基づきお客様に通知された本サービスの提供開始日より、当該開始日を含む月の翌日１日から起算して１ヶ月とし、以降１ヶ月毎に自動更新されるものとし、以後も同様とします

第１９条（料金）

1. お客様は、注文書兼利用申込書記載の本サービスの料金（以下、「料金」といいます。）を、注文書兼利用申込書記載の記載に従い、販売会社所定の支払方法に従って販売会社に支払うものとします。なお、前条に基づき本サービスの契約期間を自動更新により延長する場合、お客様は、当該延長期間分の料金に相当する金銭を、販売会社所定の支払方法に従い販売会社に支払うものとします。
2. 消費税が賦課される場合、お客様は、販売会社に対して支払う料金に、支払時の法令に基づいた消費税相当額を併せて支払うものとします。

第２０条（本契約の解約）

1. お客様は、本契約の解約を希望する場合、販売会社に対して解約の申し出を行い、かつ弊社所定の書式による「解約申込書」を解約日の１ヶ月前までに販売会社に提出することにより、本契約を解約することができるものとします。
2. 本条に基づいて本契約が解約された場合でも、すでにお客様から販売会社および弊社に支払われた料金についてはお客様に返金されないものとします。

第２１条（支払遅滞）

お客様は、料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を販売会社に支払うものとします。

第２２条（再委託）
弊社は、本契約履行に係る業務の一部または全部を第三者（以下、「委託先」といいます。）に委託することができるものとします。

第２３条　（秘密保持）
1. 本契約に従った利用を除き、お客様および弊社は、本契約に関連して相手方から開示された相手方の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を指定した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者（弁護士、公認会計士等法令上秘密保持義務を負担する者は除きます。）に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りではありません。
   (1) 開示時に、既に公知であった情報
   (2) 開示時に、既に受領当事者が保有している情報
   (3) 開示後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
   (4) 開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報
   (5) 開示後、受領当事者が第三者により秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
2. 前項の規定に拘わらず、お客様および弊社は、相手方から書面による事前承諾を受けることによって、当該秘密情報を第三者に開示することができるものとします。ただし、裁判所または官公庁から開示の要求があり、かつ、法令上開示義務を負担する場合には、相手方の承諾を得ることなく当該秘密情報を開示することができるものとします。なお、お客様は弊社の委託先へお客様の秘密情報を開示することにつき、あらかじめ弊社に承諾を与えるものとします。
3. お客様および弊社は、相手方から開示を受け預託された秘密情報を本契約終了後直ちに相手方に返還するかまたは破棄しなければならないものとします。
4. 本条第１項の規定は、本契約の終了後３年間その効力を有するものとします。

第２４条（本アプリケーションにかかる知的財産権）
1. 本アプリケーションは、日本国および関連諸国の著作権法および著作権に関する条約、ならびにその他知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。お客様は、本契約および EULA に基づき本アプリケーションに関する非独占的で譲渡不能の使用権のみが許諾されるものであり、本アプリケーションおよびその複製物に関していかなる所有権、著作権その他の一切の権利を取得するものではありません。
2. お客様は、本アプリケーションまたはその複製物（プログラム・画像・ドキュメント等を含む）に関する著作権、特許権、商標権を含む一切の知的財産権は弊社または弊社に対する許諾者に属するものであることを了解し同意するものとします。お客様は本アプリケーションに関する著作権を尊重し、本契約および EULA ならびに万国著作権条約および各国の著作権法、不正競争防止法その他関連法に基づいて本アプリケーションを使用または利用するものとします。

第２５条（本アプリケーションの内容変更）
弊社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、いつでも本アプリケーションの内容の全部または一部を適宜変更、追加改良できるものとします。お客様は、自己の必要機器で利用している本アプリケーションについて、弊社より変更または追加改良の通知を受けた場合、速やかに当該変更または追加改良された本アプリケーションを必要機器に適用するものとします。なお、お客様が当該適用作業を怠ったことに起因してお客様または第三者に損害が生じたとしても、弊社は一切の責任を負いません。

第２６条（反社会的勢力との関係排除等）
1. お客様および弊社は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有

する者をいう）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
(2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様および弊社は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. お客様および弊社は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
   (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
   (2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
      (ア) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
      (イ) 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
      (ウ) 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
      (エ) 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
4. お客様または弊社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、お客様または弊社は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第２７条（解除）

1. お客様または弊社が以下各号のいずれか１つ以上に該当した場合、相手方は何らの催告を要せず、通知することにより直ちに本契約の一部または全部を解除することができるものとします。
   (1) 本契約に定める債務を履行せず、その他本契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合
   (2) 本契約および EULA の使用許諾条件に反して、本アプリケーションを使用した場合
   (3) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納して督促を受けた場合、または滞納処分により財産の差押えを受けた場合
   (4) 振出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
   (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始および特別清算開始の申立てがあった場合
   (6) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する旨の株主総会決議をした場合
   (7) 解散事由に該当した場合
   (8) 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場
   (9) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合

(10)秘密情報の秘密保持義務違反があった場合
(11)重大な背信行為があった場合
(12)その他本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2. お客様または弊社は、前項第 2 号から第 10 号までのいずれかに該当した場合、直ちに相手方に対してその旨を通知するものとします。
3. お客様または弊社は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無に拘わらず、相手方に対して負担する一切の金銭債務（本契約に基づく金銭債務に限らない。）につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. お客様または弊社は、本条第 1 項により本契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第２８条（損害賠償責任）

１．弊社の責めに帰すべきことが本約款上明らかな場合であって、本サービスに関連してお客様または第三者に損害が発生した場合は、弊社は、当該事由の直接的結果として現実にお客様に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責めを負うものとします。この場合、弊社がお客様に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した月の料金１ヵ月分の総額を限度とします。

２．前項にかかわらず、弊社は、本約款に記載する事由のほか、次の各号に規定するお客様または第三者に生じた損害については、一切の責任は負わないものとします。

（１）本サービスの提供、利用、遅滞、変更、中止、停止および廃止に伴う損害
（２）本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、損壊もしくは滅失に伴う損害、その他お客様が本サービスから得た情報に起因する一切の損害
（３）天災地変、不測の事故、お客様の故意または過失により発生した損害

３．お客様が本約款に違反したことまたはお客様の不正な行為その他お客様の責めに帰すべき事由により、弊社または第三者に損害が発生した場合、弊社は、お客様に対して損害賠償を請求できるものとします。

４．弊社は、お客様の本サービスの利用に関連して、お客様の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、お客様と第三者との間で発生した紛争または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第２９条（本約款の変更）

１．弊社は、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本約款によります。

２．前項の場合、弊社は、原則として、変更を行う日の４５日前までに、本約款の変更内容および変更後の本約款の効力発生日を、弊社の定める方法により、お客様に通知するものとします。

３．お客様は、本約款の変更に同意しない場合、本サービスの利用を停止の上、第２０条（本契約の解約）に定める方法で、本契約を終了することができるものとします。なお、お客様が本約款変更後に本サービスを利用した場合は、変更後の本約款に同意したものとみなし、弊社は当該変更後の本約款に基づいて本サービスを提供します。

第３０条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。
2. お客様および弊社は、本契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第３１条
（協議）

お客様および弊社は、本約款に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第３２条（残存条項）
本契約がその理由の如何を問わず終了した後も、第４条第２項、第９条第２項、第１０条第３項、第１１条第２項、第１２条第４項、第１５条、第１６条、第１７条、第１９条、第２０条第２項、第２１条、第２３条、第２５条、第２６条第４項、第２７条、第２８条、第３０条、第３１条および本条の規定は効力を有するものとします。

【附則】
本約款は、２０２２年９月１２日から適用します。

以上